

(令和6年4月1日～令和7年3月31日に借入申込書を受理するものに適用します。)

宮崎県

○：不足地域

- 新設の場合、融資対象となります。
- 増改築の場合、「甲種増改築資金」として融資対象となります。

×：充足地域

- 新設の場合、原則として融資対象になりません。
- 増改築の場合、「乙種増改築資金」として融資対象となります。
- ※ 「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師による新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。

(詳細は、「ご融資の種類」ページをご参照ください。)

市区町村名	一般診療所 過不足	歯科診療所 過不足
宮崎市	○	×
都城市	○	○
延岡市	○	×
日南市	○	○
小林市	○	○
日向市	○	○
串間市	○	○
西都市	○	×
えびの市	○	×
三股町	○	○
高原町	○	○
国富町	○	○
綾町	○	○
高鍋町	×	×
新富町	○	○
西米良村	×	○
木城町	×	○
川南町	○	○
都農町	○	○
門川町	○	○
諸塚村	○	○
椎葉村	○	○
美郷町	×	○
高千穂町	○	×
日之影町	○	○
五ヶ瀬町	○	○